

# 「SAGAパラスポ2026」広報業務委託仕様書

## 1 委託業務名

「SAGAパラスポ2026」広報業務

## 2 目的

佐賀県が独自に開催するパラスポーツの全国大会「SAGAパラスポ2026」を多くの方に観戦してもらうため、大会の魅力を発信し、パラスポーツに関する興味関心を高め観戦に繋げるための広報を行う。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木曜日）まで

## 4 予算額

金5,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 5 業務内容

「SAGAパラスポ2026」の大会告知や魅力を発信し、出場選手の応援やサポートにつながるようなパラスポーツの楽しさ、凄さを伝え、会場での観戦につなげるためのイベントや広報を行う。

ただし、以下の項目については必ず実施することとし、より効果的な広報のために、予算の範囲内で以下の項目以外にも積極的な提案を行い、実施することとする。

### (1) 大会の魅力発信

大会の観戦に繋げるため、パラスポーツの楽しさ、凄さを伝えることのできる広報を実施すること。

### (2) 大会関連イベントの企画運営

大会当日や開催前に、障がいやパラスポーツに対する理解を深め、大会を楽しむことができるイベントを開催すること。また、多数の競技観戦につながる企画を盛り込むこと。

### (3) 大会周知のための広報物の作成

パンフレットやチラシ、ポスターなど大会周知を図るために配布する広報物を2種以上制作すること。

①数量 5,000部以上

②規格、形状不問

③納品日 令和8年7月31日（金曜日）まで

(4) 大会会場や関連イベントにおいて配布するノベルティの制作

①種類 2種類以上(応援グッズを含むこと)

②数量 各1,000個以上

③納品日 令和8年8月21日(金曜日)まで

6 契約方法 プロポーザル方式による随意契約

7 支払方法 完了払い

## 8 提案における留意点

- (1) 広報物作成においては、障がいのある方への配慮がなされた内容であること。  
例：ルビを振る。音声読み上げ機能があるなど
- (2) 独自のキャラクターを作成・使用しないこと(既存のキャラクターを活用する際は、その旨申し出ること)。
- (3) 各広報物のデザインは統一性をもたせること。
- (4) 本業務で作成したものは、次年度以降においても、本県のパラスポーツを振興していくうえで継続的に使用していくことを想定すること。

## 9 業務終了後の提出書類等

- (1) 委託業務の実施結果を記載した「業務完了報告書」及び成果物 1部
- (2) 紙媒体以外による実施の場合は、写真等履行状況が確認できるもの 1部
- (3) その他実施内容の説明に必要と思われる資料 1部

## 10 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の遂行にあたっては、SAGAアスリート育成強化推進本部(以下、「推進本部」という)と十分に協議し行うものとする。
- (2) 本業務において打ち合わせを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出する。
- (3) 本業務において、第三者が所有する素材(映像、写真・イラスト等)を用いる場合には、受託者において著作権処理等を行うものとする。
- (4) 受託者が作成した動画データや写真、イラスト、文書等の成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、推進本部に帰属するものとする。
- (5) 推進本部が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。

## 11 その他

- (1) 委託業務の内容については、最終的に、推進本部と受託者が協議を行い決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり計画に変更が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、推進本部と受託者が協議を行い、本仕様書の記載事項を変更す

ることができるものとする。

- (3) 本業務に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないよう徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (4) 委託業務の完了後、速やかに業務完了報告書、請求書等の関係書類を提出すること。